

# 業務継続計画（BCP）の策定等について

（施設系サービス・居住系サービス共通）

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和5年3月

# 主な指摘事項

- 業務継続計画が**策定されていない**。
- 業務継続計画は策定しているが、厚生労働省が示した参考様式を埋めたにとどまり、**施設の特徴を踏まえたものになっていない**。
- 必要な物資の量、備蓄量を確認できておらず**空欄**になっている。
- 「隣の〇〇に避難する」と記載し、業務を継続するという視点が無い。
- 管理職は業務継続計画の内容を把握しているが、**現場の職員は業務継続計画の存在を知らなかった**。
- 法人で1つの業務継続計画を策定しているが、非常時における**各施設の対応が具体化されていない**。

## 【指定介護老人福祉施設の人員、設備、運営に関する基準第24条の2】他

- 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、**必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施**。（ショートステイは年1回以上）
- **定期的に業務継続計画の見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

# 1 令和3年度介護報酬改定について

## 1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

「業務継続計画の策定等」は、  
**令和6年4月1日**から義務化されます！

を求める観点から、以下の取組を

に加え、訓練（シミュレーション）の実施  
（シミュレーション）の実施等  
（※3年の経過措置期間を設ける）

### 業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】  
（※3年の経過措置期間を設ける）

#### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

##### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

## 2 介護事業者におけるBCP（業務継続計画）

### ■ BCP : Business Continuity Plan（業務継続計画）

大地震などの自然災害、感染症のまん延、事件や事故など、不足の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）という。

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、平成25年8月改定）

### ■ なぜ、介護事業者にBCPが必要？

- 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないもの。介護事業者は、災害や感染症の流行が起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須。
- 大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために**平時から準備・検討**しておくべきことや、**発生時の対応**などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要。

出典：「令和2年度厚生労働省老健局業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修」を基に作成

### 3 業務継続計画

#### ■ 業務継続計画（BCP）を策定する時は、

- BCP作成時は**ひな形**等を有効活用する。  
⇒ 最初はひな形を埋めるのみでもよいが、徐々に施設の特徴を反映させ、施設独自のBCPにしていく。
- BCP作成後は、**定期的な訓練（シミュレーション）**を実施し、職員への周知と課題を洗い出す。  
⇒ 管理職だけでなく、現場の職員の声を吸い上げることが重要。
- 課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、**その施設に適した**より良いBCPが作成できる

#### ★ 厚生労働省「業務継続計画（BCP）のまとめページ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

業務継続計画（BCP）策定のためのガイドラインやひな形、研修動画などが掲載されているので必ずご確認ください。